

横須賀市報

号外第19号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例

◇コミュニティセンター条例中一部改正……………	1
◇青少年の家条例中一部改正……………	〃
◇老人デイサービスセンター条例中一部改正……………	2
◇老人福祉センター条例中一部改正……………	〃

◇横須賀市国民健康保険条例中一部改正……………	〃
◇横須賀市放課後児童クラブ設置条例中一部改正……………	〃
◇療育相談センター条例中一部改正……………	3
◇福祉援護センター条例中一部改正……………	〃
◇都市公園条例中一部改正……………	〃
規 則	
◇福祉援護センター条例施行規則中一部改正……………	〃

本号で公布された条例のあらまし

○コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 北下浦青少年の家及び北下浦老人福祉センターの廃止に伴い、北下浦コミュニティセンターに個人が使用できる施設を設置する。

2 施行期日 令和6年4月1日

○青少年の家条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 追浜青少年の家、坂本青少年の家、衣笠青少年の家、浦賀青少年の家、鴨居青少年の家、久里浜青少年の家及び北下浦青少年の家を廃止する。

2 施行期日 令和6年4月1日

○老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 北下浦老人デイサービスセンターを廃止する。

2 施行期日 令和5年10月1日

○老人福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 北下浦老人福祉センターを廃止する。

2 施行期日 令和6年4月1日

○横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 国民健康保険法の改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料を減額する。

2 施行期日 令和6年1月1日

○横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 長浦小学校放課後児童クラブ及び野比東小学校放課後児童クラブを設置する。

2 施行期日 令和6年4月1日

○療育相談センター条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 療育相談センターにおいて居宅訪問型児童発達支援を新たに実施する。

2 居宅訪問型児童発達支援に係る使用料を設ける。

3 施行期日 令和6年4月1日

○福祉援護センター条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 福祉援護センター第1かがみ田苑を廃止する。

2 就労継続支援及び就労定着支援の事業を廃止する。

3 施行期日 令和5年10月1日

○都市公園条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 はまゆう公園駐車場の供用時間を改める。

2 施行期日 令和5年10月1日

条 例

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月22日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第33号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北下浦コミュニティセンターの項中「談話室」を「小体育室 学習室兼図書室 談話室1 談話室2 ミーティ

ングルーム 教養娯楽室 遊戯室 工作室 天体観測室」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月22日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第34号

青少年の家条例の一部を改正する条例

青少年の家条例（昭和43年横須賀市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横須賀市鷹取1丁目1番3号の項、横須賀市坂本

町1丁目19番地の項、横須賀市衣笠栄町3丁目1番地の項及び横須賀市浦賀3丁目26番2号の項から横須賀市長沢2丁目6番40号の項までを削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月22日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第35号

老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

老人デイサービスセンター条例(平成5年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表横須賀市長沢2丁目6番40号の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月22日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第36号

老人福祉センター条例の一部を改正する条例

老人福祉センター条例(昭和44年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表横須賀市長沢2丁目6番40号の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月22日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第37号

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横須賀市国民健康保険条例(昭和34年横須賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条の3各号列記以外の部分中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第12条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第14条の2各号列記以外の部分中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の8各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第16条の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条に次の2項を加える。

- 2 当該納付義務者は、被保険者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者に特例対象被保険者等があるときは、市長に届け出るものとする。
- 3 当該納付義務者は、被保険者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者に出生被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出生被保険者をいう。以下同じ。)があるときは、市長に届け出るものとする。ただし、市長が届出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第19条中「若しくは第19条の3第1項」を「、第19条の3第1項」に改め、「含む。）」の次に「若しくは第19条の4第1項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。))」を加える。

第19条の2第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に、「、第13条」を「(第13条において準用する場合を含む。))」に改め、「第14条の3第1項」の次に「(第14条の5において準用する場合を含む。))」を加える。

第19条の3第2項後段中「同項中」を「同条第3項中」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出生被保険者がある場合における当該年度分の基礎賦課額は、第11条又は第13条に規定する基礎賦課額(第19条の2の規定により減額する場合は、同条の規定により減額した基礎賦課額)から、次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

- (1) 当該出生被保険者に係る第12条(第13条において準用する場合を含む。)の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出生被保険者の出生の予定日の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合にあっては、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該出生被保険者に係る第14条の規定により算定した被保険者均等割の額(同条の規定するところにより算定した退職被保険者等に係る被保険者均等割の額を含む。)(第19条の2の規定により減額する場合にあっては、同条の規定により減額した額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第14条第2項の規定は、前項に規定する基礎賦課額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「基礎賦課額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第1項中「第11条又は第13条」とあるのは「第14条の3又は第14条の5」と、同項第1号中「第12条(第13条において準用する場合を含む。))」とあるのは「第14条の4又は第14条の5において準用する第12条」と、同項第2号中「第14条」とあるのは「第14条の7」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の7第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第1項中「第11条又は第13条」とあるのは「第14条の9」と、同項第1号中「第12条(第13条において準用する場合を含む。))」とあるのは「第14条の10において準用する第12条」と、同項第2号中「第14条」とあるのは「第14条の12」と、「額(同条の規定するところにより算定した退職被保険者等に係る被保険者均等割額を含む。))」とあるのは「額」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の12第2項」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2 改正後の第19条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険料のうち令和6年1月以後の同条第1項第1号に規定する産前産後期間(以下単に「産前産後期間」という。)に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和5年度分の国民健康保険料のうち令和5年12月以前の産前産後期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。
令和5年9月22日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第38号

横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

横須賀市放課後児童クラブ設置条例（平成30年横須賀市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

位 置	名 称
横須賀市安針台3番1号	長浦小学校放課後児童クラブ
横須賀市西逸見町1丁目14番地	逸見小学校放課後児童クラブ
横須賀市不入斗町1丁目1番地	鶴久保小学校放課後児童クラブ
横須賀市野比4丁目6番1号	野比東小学校放課後児童クラブ

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の横須賀市放課後児童クラブ設置条例の規定による長浦小学校放課後児童クラブ及び野比東小学校放課後児童クラブの使用の許可に係る手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

療育相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月22日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第39号

療育相談センター条例の一部を改正する条例

療育相談センター条例（平成18年横須賀市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援（以下単に「居宅訪問型児童発達支援」という。）

第13条第5項中「保育所等訪問支援」を「居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

福祉援護センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月22日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第40号

福祉援護センター条例の一部を改正する条例

福祉援護センター条例（平成23年横須賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（位置及び名称）

第2条 センターの位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市野比5丁目5番5号

名称 横須賀市立福祉援護センターかがみ田苑

第3条第1号中「、同条第14項に規定する就労継続支援及び同条第15項に規定する就労定着支援（以下「生活介護等」という。）」を「（以下単に「生活介護」という。）」に改める。

第9条第1号列記以外の部分及び第13条第2項第1号列記以外の部分中「生活介護等」を「生活介護」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年9月22日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第41号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2はまゆう公園の項中「午前8時から」を「午前5時から」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

規 則

横須賀市規則第53号

福祉援護センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月22日

横須賀市長 上 地 克 明

福祉援護センター条例施行規則の一部を改正する規則

福祉援護センター条例施行規則（平成23年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次のとおり」を「40人」に改め、各号を削る。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。